

## 中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和元年7月24日第24回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第一 会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

永浜三津子・梶原誠・浦元隆一・杉浦重喜  
上妻廣美・花野進・石堂季男・鮫島安平  
東道洋・濱脇嘉則

3. 欠席委員

鳥居幸洋・中崎和行

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第6 承認第2号 農用地利用集積計画について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、第24回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。ここからは座らせていただきます。

本日は、9番委員、12番委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告をいたします。出席は12名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願いをいたします。

(議長)座って議事を進行します。これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、13番東委員、1番永浜委員を指名します。

日程第2,「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は,本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め,会期は本日1日間に決定しました。

日程第3,議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について,事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい,事務局です。資料の1頁をお開き下さい。議案第1号,農地法第3条申請について説明します。貸借権,件数2件,筆数3筆,面積7,500㎡,畑7,500㎡。計,件数2件,筆数3筆,面積7,500㎡,畑7,500㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項に該当しないため,許可要件を満たすと考えます。ご審議の程,宜しくをお願いします。

(議長)次に順位1について,担当調査委員の10番石堂委員の説明をお願いします。

(10番委員)はい,10番石堂です。議案第1号順位1について説明をいたします。去る7月17日,借人,〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在,大字〇〇,字〇〇〇〇〇,地番〇〇〇〇-3,地目畑,面積5,386㎡です。貸人,住所 中種子町〇〇〇〇〇番地,〇〇〇〇さん。借人,住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地7,〇〇〇〇さん。〇〇さんは義理の父親に当たります。申請理由は,貸人が相手方の要望,借人が経営開始となっております。貸借の内容については,無償による貸借期間5年の使用貸借権の設定です。場所については,〇〇〇集落,前〇〇の〇〇〇〇さんの住宅がありますが,その右隣が〇〇〇〇さんの住宅になっております。それを少し行きまして,左手に約200m入った所になります。他にも〇〇さんの畑がありまして,将来はそれも借りて農業をしたいということでした。調査の結果,労働力,農業機械を確保しており,また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いをいたします。

(議長)ご苦労様でした,事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の10番石堂委員の説明をお願いします。

(10番委員)はい、10番石堂です。議案第1号順位2について説明いたします。去る7月17日、午前8時より借人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積982㎡。同大字、字〇〇〇、地番9038、地目畑、面積1,132㎡です。貸人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。借人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。親子です。申請理由は、貸人が相手方の要望、借人が経営開始となっております。貸借の内容は、無償による貸借期間10年の使用貸借権の設定です。場所については、〇〇〇〇-1は〇〇〇公民館を起点にしまして、約100mほど離れた所に、〇〇さん住宅があり、その隣の畑になります。もう一件の〇〇〇〇番地ですけど、これは〇〇〇集落から〇〇農道を〇〇〇に向かいまして少し行くと、右手に〇〇〇のグラウンドがあります。そちらを左に入りまして50mぐらい進んだ場所になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件につきましても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程、宜しく申し上げます。

(議長)ご苦勞様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。

議案第1号順位1から順位2については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。従って、議案第1号「農地法第3条申請について」の貸借権2件については、許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第2号「農地法第5条申請について」を

議題とします。 本案について、事務局の説明をお願いします。  
(事務局)はい、事務局です。資料の3頁をお開き下さい。議案第2号、  
農地法第5条申請の順位1について説明いたします。申請人、譲  
受人、〇〇〇〇さん、住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-305号。  
譲渡人、〇〇〇〇さん、住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇1番1号〇〇〇  
101号。申請地、大字野間、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番6、  
地目畑、地積499㎡です。転用目的は、一般住宅の建築となっ  
ております。申請理由といたしましては、現在、〇〇在住ですが、  
親の故郷である種子島に移住するため、今回申請地に住宅を建築  
したいということです。土地利用規制等につきましては、都市計  
画区域内、農振農用地内の第1種農地（集落接続施設）と考えま  
す。棟数・面積等につきましては、居宅で117.33㎡となっております。  
金融機関の残高証明書も提出されており、実現性はあり  
と思われま。農振農用地内ではありますが、除外申請も同時に提  
出されております。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の10番石堂委員の説明を  
お願いします。

(10番委員)はい、10番石堂です。議案第2号、農地法第5条申請の順  
位1の現地調査について説明をいたします。先般7月11日午前  
9時20分より、濱脇会長、中崎委員、山口推進委員、事務局、  
申請人の代理人、〇〇〇〇の〇〇さん立会いの下、現地調査を実  
施しました。場所については、国道58号線を西之表方面に向か  
いますと、〇〇〇に〇〇自動車がありますが、それを過ぎた後、  
右側に入る道路を約100m進んだ所の道路沿いになります。申  
請人は、現在〇〇に住んでおります。親の故郷である種子島に移  
住するため、今回申請地に住宅を建設するものです。申請地付近  
は北側に道路、西側に住宅、東側・南側は農地であり、転用によ  
って付近に被害を与える恐れはないと思われま。工事の際に、  
隣接土地に土砂の流出等がないように万全を期し、排水計画につ  
いても合併浄化槽を設置するという被害防除計画に関する誓約書  
も添付されております。資金計画においても、金融機関の残高証  
明書を添付してあります。現地で検討した結果、周辺への支障も  
ないと思われま。委員の皆さんのご審議をお願いいたします。

(議長)現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について事務局から説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の4頁をお開き下さい。議案第2号、農地法第5条申請の順位2について説明いたします。申請人、借人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地13。貸人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地。申請地、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇番36、地目畑、地積1031㎡。同字、地番〇〇〇〇番地38、地目山林、現況畑、地積134㎡。同字、地番〇〇〇〇番地39、地目山林、現況畑、地積31㎡、計1196㎡となっております。転用目的は、その他、車庫付畜舎・牛運動場となっております。申請理由といたしましては、申請地を借り受け、既存畜舎の東側部分に農業用車庫を増築し、全体を牛の運動場として利用したいというものです。土地利用規制等は、都市計画区域外、農振農用地内の第1種農地(農業用施設等)と考えます。棟数・面積等は、増築車庫分96.5㎡、既存畜舎144.75㎡、牛運動場954.75㎡です。事業計画書も添付されております。また農振農用地内ではありますが、用途区分変更書も同時に提出されております。金融機関の残高証明書も提出されており、実現性はありと思われまます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位2について、担当調査委員の1番永浜委員の説明をお願いします。

(1番委員)はい、1番永浜です。議案第2号、農地法第5条申請の順位2の現地調査について説明をいたします。この案件につきましては、先般7月11日午前10時20分より、濱脇会長、花野委員、森山推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施しました。場所につきましては、〇〇農道の〇〇〇十文字から〇〇の間で、〇〇〇〇手前500mを右に200m行った右側です。申請人は、畜産を営む農業後継者です。父親から譲り受けた畜舎に隣接する農地に、去年農業用施設設置届けを提出し、牛舎建設をしております。その建設した畜舎の東側に畜産関

係の車庫を増築し、残りの部分を牛の運動場として利用したいということです。申請地付近は北側・西側は山林、南側は道路で東側は父親から譲り受けた畜舎となっており、転用によって付近に被害を与える恐れはないと思われます。被害防除計画に関する誓約書も添付されております。資金計画においても、金融機関の残高証明書を添付してあります。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われます。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長) 現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局) ありません。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。次に順位3について事務局からの説明をお願いします。

(事務局) はい、事務局です。資料の5頁をお開き下さい。議案第2号、農地法第5条申請の順位3について説明いたします。申請人、譲受人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇番地15。譲渡人、〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇番地1。申請地、大字〇〇〇〇、字〇〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番4、地目畑、地積499㎡です。転用目的は、一般住宅の建築となっております。申請理由としましては、現在、借家住まいで、申請地を求め自己の住宅を建築したいということです。土地利用規制等は、都市計画区域内、農振農用地外の第1種農地（集落接続施設）と考えます。棟数・面積等につきましては、居宅・倉庫で164.03㎡となっております。金融機関の融資証明書も提出されており、実現性はありと思われます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長) 次に、順位3について、担当調査委員の14番濱脇が説明いたします。

(14番委員) 議案第2号、農地法第5条申請の順位3の現地調査について説明をいたします。この案件につきましては、先般7月11日午前9時40分より、鮫島委員、平山推進委員、事務局、申請人の中野純一さん立会いの下、現地調査を実施しました。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇の南側に〇〇〇〇さんの自宅があります。その自宅の道路の反対側の畑になります。申請人は、現在〇〇集落に借家住まいをしております。手狭になったことから申請地を

購入し、自己の住宅を建築したいというものです。申請地の周囲は譲渡人の農地、第三者所有の農地および道路です。転用によって付近に被害を与える恐れはないと思われます。また、北側・東側・南側にはブロック塀を築き、土砂・雨水についても流出しないよう万全を期すという、被害防除計画に関する誓約書も添付されております。資金計画においても、金融機関の融資証明書を添付してあります。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われます。委員の皆さんのご審議を宜しく願ひします。

(議長)現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行ひます。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号順位1から順位3については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」は、許可することに決定しました。

次に日程第5、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。本案について、事務局の説明を願ひします。

(事務局)はい、事務局です。資料の6頁をお開き下さい。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明いたします。件数2件、筆数6筆、変更面積12,162㎡、契約年数5年の合意解約であります。詳細については7頁から12頁に添付してあります。なお、10項から12項の資料につきましては、法律が機構法で、今回の承認案ではないので、7項には載せておりませんが、初期の詳細が分かる参考資料として添付してあります。ご審議の程、宜しく願ひいたします。

(議長)これから審議を行ひます。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集

積計画の一部変更について」の件は、承認することに決定しました。

次に日程第6，承認第2号「農用地利用集積計画について」を議題とします。本案について，事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい，事務局です。資料の13頁をお開き下さい。承認第2号，農用地利用集積計画について説明いたします。令和元年7月31日を公告日とする利用権設定，所有権移転3件，筆数5筆，面積2,937㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細については，14頁から17頁に添付してあります。なお利用権設定を受けるものについては，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程，宜しく願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認することに，ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって，承認第2号「農用地利用集積計画について」の件は，承認することに決定しました。

これで，本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和元年第24回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

令和 元年 月 日

議事録署名者

議事録署名者